

(写)

静労発基 0105 第 3 号
令和 8 年 1 月 5 日

静岡地方労働審議会
会長 笹原 恵 殿

静岡労働局長
國分 一行

静岡県車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の
改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃（令和 5 年静岡労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。